

(1) 目的

地域の介護ニーズに対応するため、地域密着型サービスの整備に係る既存交付金(市町村交付金)の拡充、施設整備に係る都道府県による補助金に対する地方財政措置の拡充等を通じて、特養・老健・グループホーム・小規模多機能事業所など介護拠点等を緊急に整備する。

(2) 助成対象となる介護拠点

① 市町村交付金の拡充により対応する介護拠点

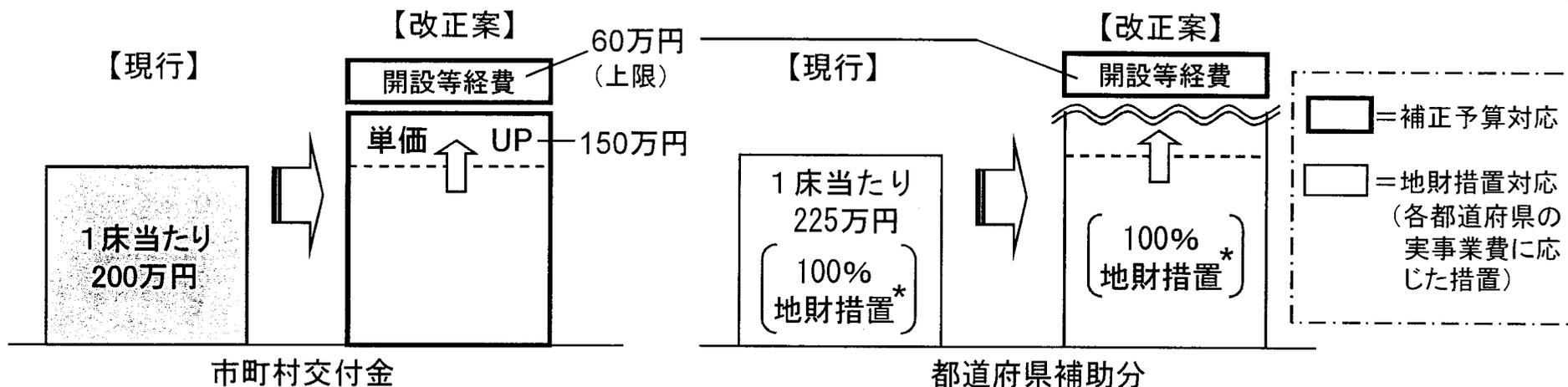
小規模(定員29人以下)特別養護老人ホーム、小規模老人保健施設、小規模ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所

② 都道府県補助に対する地方財政措置の拡充により対応する介護拠点

定員30人以上の特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウス

(3) 助成のスキーム(特別養護老人ホームの場合)

*:「特別の地方債」の起債対象となり、その元利償還金が100%普通交付税で手当てされる。



※ 大都市部等における用地確保を後押しするため、定期借地権の一時金に対して助成する。

※ (独)福祉医療機構の融資の拡充(融資率の拡大(90%)、当初5年間の利率引き下げ(財投▲0.5%))についても検討。

(4) 事業規模

合計約3,011億円(3年分)

スプリンクラー整備に対する支援について

消防法施行令の改正によりスプリンクラーの設置が義務づけられた施設等のうち、市町村交付金の対象としていないものについて、スプリンクラーの設置に要する費用を助成する。

スプリンクラー設置基準の見直し

	改正前	改正後
延べ床面積	1,000㎡以上	275㎡以上
建物の構造等	平屋建て以外	全て

スプリンクラー設置が新たに義務づけられる施設等

施設種別	建物の構造等 (1㎡あたりの単価)	スプリンクラー 設置義務	市町村交付金の対象 (21年度当初予算で対応済み)	経済危機対策の対象
特別養護老人ホーム及び老人保健施設 (定員29人以下の小規模なもの)	1,000㎡以上 の平屋建て (17千円/㎡)	○	○	-
認知症高齢者グループホーム		○	○	-
特別養護老人ホーム及び老人保健施設 (定員30人以上の大規模なもの)		○	-	○
養護老人ホーム	275㎡~1,000㎡未満 (9千円/㎡)	○	-	○
有料老人ホーム (主として要介護状態にある者を入居させるもの)		○	-	○
小規模多機能型居宅介護事業所		-	-	○

事業規模

約283億円(3年分)